

弁護士会の男女共同参画は進んだか
～日弁連の男女共同参画 10 年の成果と課題～

特集 **1**

日弁連の男女共同参画の歩み

日弁連における男女共同参画の推進は、司法におけるジェンダー・バイアスの排除のため必要不可欠であるとともに、弁護士・弁護士会、ひいては司法への市民の信頼を高める重要な意義を有している。

日弁連は、1999年の男女共同参画社会基本法の制定などによって男女共同参画の流れが強まるなか、2002年の第53回定期総会において、当時進んでいた司法改革に関連して、「ジェンダーの視点を盛り込んだ司法改革の実現をめざす決議」を採択し、法曹界におけるジェンダー問題への取組を意識的に開始した。その後、2007年3月にはシンポジウム「進めよう！男女共同参画～弁護士会が生まれ変わるために～」を開催し、4月には弁護士会自身の改革のための日弁連の基本規範として「日本弁護士連合会男女共同参画施策基本大綱」を制定した。そして、同年5月の第58回定期総会において「日本弁護士連合会における男女共同参画の実現をめざす決議」を採択することにより、日弁連としての取組への決意を全体として共有し、そのための政策推進の司令塔として、同年6月に「日弁連男女共同参画推進本部」を設置した。翌2008年3月には、今後5年間に日弁連が取り組むべき具体的施策等を掲げた「日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」（以下、「第一次計画」という。）を策定し、男女共同参画の実現に向けた具体的な取組に着手した。なお、弁護士白書2008年版では、女性弁護士の歩んできた道を振り返り、その現状を概観する特集を組んだ。出来たばかりの推進本部は、諸外国の法曹界の実態を見聞したり、弁護士業務改革シンポジウムでワーク・ライフ・バランスをテーマとしてとりあげたりする一方で、男女共同参画に関するリーフレットの発行や、セクハラ防止規定を持つ弁護士会を増やしていくなどの地道な努力も続けていった。2012年3月には、次なる5年間に取り組むべき具体的施策等を掲げた「第二次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」（以下、「第二次計画」という。）を策定し、性別を問わない「育児期間中の会費免除規程」の創設や、「女性副会長のクォータ制」の導入などの、日弁連の構造に変化をもたらす成果を得た。現在、2018年4月から2022年3月までの5か年計画である「第三次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」（以下、「第三次計画」という。）が進行中である。

資料 特 1-1 男女共同参画に関する日弁連・弁護士会、日本国内、国際社会の動き

年	月	日弁連・弁護士会の男女共同参画関連の動き	日本国内の動き	国際社会の動き
1999	2	意見書「女子差別撤廃条約の選択議定書の採択を求める会長声明」		
	3			国連女性の地位委員会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択
	5	意見書「男女共同参画社会基本法案」に対する意見書	男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会をめざして」の提言を答申	
	6		法律「男女共同参画社会基本法」制定	
	10			国連総会「女性差別撤廃条約選択議定書」採択
2003	4	大國和江氏が女性初の日弁連副会長に就任	法律「母子及び寡婦福祉法改正」	
2007	3	催事 両性の平等に関する委員会創立30周年記念シンポジウム「すすめよう！男女共同参画～弁護士会が生まれ変わるために～」開催		
		発行 書籍「女性弁護士のあゆみ 3人から3000人へ」発行		
	4	規則等 「日本弁護士連合会男女共同参画推進基本大綱」制定	法律「改正厚生年金保険法等施行（離婚時の年金分割が可能に）」	
	5	決議 第58回定期総会「日本弁護士連合会における男女共同参画の実現をめざす決議」採択		
	6	「男女共同参画推進本部」設置		
	12	規則等 「出産時の会費免除に関する規程」制定（2008年1月施行）	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定	第一回世界ジェンダー統計フォーラム開催
2008	3	「男女共同参画の観点からの公式企画ガイドライン」作成		
		策定 「日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」策定		
		発行 パンフレット「Good balance Good life—女が元気な社会は、男も元気だ—」発行		
	4	調査 韓国調査（韓国における男女共同参画の取組を視察）		
	10	催事 IBA年次大会（アルゼンチン・ブエノスアイレス）セッション「弁護士会におけるジェンダー平等」に日弁連副会長がパネリストとして参加		
	11	2008年度弁護士白書 特集1「男女共同参画と弁護士」作成		
12	規則等 「職務上の氏名に関する規程」制定			
2009	12	調査 大韓弁護士協会による日本視察		
	5	日弁連定期総会における男女共同参画に関する報告開始		
2010	2	調査 韓国調査（ジェンダーの視点からの法曹養成の実践と韓国の進んだ女性政策を視察）		

1 日弁連の男女共同参画の歩み

年	月	日弁連・弁護士会の男女共同参画関連の動き	日本国内の動き	国際社会の動き
2010	3	催事 国際シンポジウム「いかせ 女性の「ちから」～新時代の法律事務所」開催		国連婦人の地位委員会「北京+15」開催
	4		岡部喜代子氏が最高裁判事に就任	
	12		「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	
2011	4	調査 フランス調査(女性弁護士の地位の歴史、ワーク・ライフ・バランス、出産育児と仕事、若手弁護士の状況、メンタルヘルス、弁護士の社会保障など)		
	10	発行 バンフレット「女性の皆さん、地方で活躍してみませんか? (第1版)」発行		
	11	催事 第17回弁護士業務改革シンポジウム分科会「今の働き方に不安はありませんか? 弁護士のワークライフバランス～子育て・リタイアメント/メンタルヘルス～」開催		
	規則等	会員情報の提供の取扱いに関する規則改正(第8条。他の性別の情報の提供・LGBT対応)		
2012	3	「司法サービスの全国展開と充実のための行動計画」策定		
		職務上の氏名による銀行口座開設に関する要望書		
	規則等	「性別による差別的取扱い等の防止に関する規則」制定(2012年4月施行)		
	4	会務執行方針「日弁連における男女共同参画の推進」(以後毎年記載)		
	5	発行 バンフレット「職務上の氏名使用の手引き」発行		
	12	「公式企画の実施にあたり人権擁護の観点等から留意すべき事項に関するガイドライン」作成 「人権の観点からの日本弁護士連合会公式企画チェックリスト」作成		
2013	2		鬼丸かおる氏が最高裁判事に就任	
	3	「第二次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」策定		
	12	規則等 「育児期間中の会費免除に関する規程」制定(2015年4月施行)		
2014	3	催事 第1回男女共同参画推進担当委員連絡会議(以後毎年開催)		第58回国連女性の地位委員会(CSW)開催 第58回国連女性の地位委員会において「自然災害とジェンダー」決議案を提出・採択
	4	発行 バンフレット「もっとずっと男女共同参画! 第二次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」発行		
	9			国際女性会議 WAW! (WAW! 2014) 開催(以後毎年開催)
	10			「すべての女性が輝く社会づくり推進室」発足
	12	女性弁護士社外役員候補者名簿事業の開始		
2015	発行	バンフレット「女性の皆さん、地方で活躍してみませんか? (第2版)」発行		
	2			林陽子氏の国連女性差別撤廃委員会委員長就任(～2017年1月)
	4	育児期間中の会費等免除制度の実施		
	6		女性活躍加速のための重点方針 2015	
	9		法律 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行	
	10	女性副会長クォータ制の導入に関する答申		
	12			「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定
2016	2	日弁連の理事者に占める女性会員の割合を高めるための方策実現WG設置		
	3			第60回国連女性の地位委員会(CSW)開催
	4		女性活躍推進法施行	
	5		女性活躍加速のための重点方針 2016	
	11	催事 シンポジウム「女子中高生のみなさんへ、女性の裁判官・検察官・弁護士の仕事や働き方ってどんなかな?」開催		
2017	1		改正男女雇用機会均等法、改正育児・介護休業法施行	
	2	発行 「やってみた! イク弁～弁護士のワーク・ライフ・バランス～子育て編～」発行		
	3			第61回国連女性の地位委員会(CSW)開催 大谷美紀子氏が国連子どもの権利条約委員に就任
	6		女性活躍加速のための重点方針 2017	
	9		裁判官等の執務における旧姓使用を認める通達	
	10		法務省、旧姓使用拡大(検察官の旧姓使用可能)	
			法律 改正育児・介護休業法施行	
	11	会務・研修時におけるベビーシッター費用の補助に関するトライアル開始(若手弁護士サポートセンター)		
	催事	シンポジウム「来たれ、リーガル女子!～女性の裁判官・検察官・弁護士の仕事と働き方ってどんなかな」開催		
	12	規則等 会則等改正(女性副会長クォータ制の導入を決定(5年後見直し))		
2018	1	「第三次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」策定	宮崎裕子氏が最高裁判事に就任(初めて旧姓で職務)	
	3			ICC裁判所裁判官に赤根智子氏が就任
	4	女性副会長クォータ制による初の女性副会長が就任		
	6		女性活躍加速のための重点方針 2018	

第三次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画

日弁連は、2018年1月19日に「第三次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」を策定した。2008年の第一次計画から10年を経て開始された三度目の5か年計画（2018年度から2022年度まで）である。第三次計画では、9つの重要項目を定めている。本章は、この9項目について、各弁護士会に対して実施したアンケート結果等を元に、現在の取組状況等について概観する。

1 男女共同参画推進体制の構築・整備

2007年の「日本弁護士連合会男女共同参画施策基本大綱」では、「本会は、男女共同参画社会基本法基本理念に則り、本会における男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む）を総合的に策定し、実施する責務を有する」とする。

男女共同参画施策を組織的かつ横断的に行うため、会長を本部長とする「推進本部」を置き、行動計画としての「基本計画」を5年ごとに策定し、実行することが、日弁連の男女共同参画推進体制の基本的な枠組みである。

【第三次計画の目標】

- ① 男女共同参画の推進が日弁連の組織の在り方を規律するものであるとの認識を会内で共有し、各委員会等ほか日弁連内のあらゆる部門で、男女共同参画の実現に向けての具体的な計画を持つことを要請し、支援する。
- ② 弁護士会及び弁護士会連合会等における男女共同参画推進部門の設置を期待し、設置に伴う情報の提供その他の援助を行い、全国的協働を目指す。
- ③ 女性副会長クォータ制導入に伴う実務の支援体制と検証体制を構築する。

(1) 各弁護士会における男女共同参画の推進に関する委員会等の設置状況

各弁護士会において「弁護士会の男女共同参画」の推進に向けて取り組む委員会は、人権関連委員会である「両性の平等に関する委員会」で扱っている会が37会と多数であり、弁護士会における男女共同参画を専門的に扱う「男女共同参画推進本部」等がある会は、8会に留まる（2018年7月現在）。弁護士会の男女共同参画の推進は、弁護士会の組織・活動のあらゆる分野にまたがる問題であり、弁護士会の総務・企画分野の課題が多く含まれている。このため、各会の執行部との緊密な連絡のもと、会のすみずみまで目配りのできる、弁護士会の男女共同参画に特化した司令塔となる組織が必要であり、これがいわゆる「推進本部」である。第三次計画は、各会に対し、何らかの形で弁護士会の男女共同参画推進に特化した部門を設ける取組を要請している。

資料 特 1-2-1 各弁護士会における男女共同参画の推進に関する委員会等の設置状況

弁護士会	委員会名	弁護士会	委員会名		
関東	東京	男女共同参画推進本部	中国地方	広島	両性の平等委員会
	第一東京	第一東京弁護士会男女共同参画推進本部		山口県	両性の平等に関する委員会
	第二東京	男女共同参画推進二井本部、両性の平等に関する委員会		岡山	両性の平等に関する委員会
	神奈川県	男女共同参画推進本部、人権擁護委員会両性の平等部会		鳥取県	男女共同参画推進委員会
	埼玉	会務活性化PT、両性の平等委員会		島根県	両性の平等に関する委員会
	千葉県	両性の平等に関する委員会		福岡県	両性の平等に関する委員会
	茨城県	両性の平等に関する委員会		佐賀県	両性の平等に関する委員会
	栃木県	人権公害委員会、両性の平等に関する部会		長崎県	両性の平等に関する委員会
	群馬	両性の平等委員会		大分県	すべての性の平等に関する委員会
	静岡県	両性の平等に関する委員会		熊本県	両性の平等に関する委員会
	山梨県	両性の平等に関する委員会		鹿児島県	両性の平等に関する委員会
	長野県	人権擁護委員会両性の平等部会		宮崎県	両性の平等に関する委員会
	新潟県	設置なし		沖縄	両性の平等に関する委員会
	近畿	大阪		男女共同参画推進本部	東北
京都		男女共同参画推進本部設置準備プロジェクトチーム	福島県	両性の平等に関する委員会	
兵庫県		両性の平等に関する委員会	山形県	設置なし	
奈良		両性の平等委員会	岩手	両性の平等に関する委員会	
滋賀		両性の平等に関する委員会	秋田	両性の平等に関する委員会	
中部	和歌山	両性の平等に関する委員会	北海道	青森県	両性の平等に関する委員会
	愛知県	男女共同参画推進本部		札幌	両性の平等に関する委員会
	三重	両性の平等に関する委員会		函館	設置なし
	岐阜県	人権擁護委員会		旭川	両性の平等に関する委員会
	福井	人権擁護委員会 両性の平等部会		釧路	両性の平等に関する委員会
	金沢	両性の平等に関する委員会		香川県	設置なし
	富山県	子ども権利及び両性の平等委員会		四国	徳島
		高知	両性の平等委員会		
		愛媛	すべての性の平等に関する委員会		

2 第三次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画

(2) 各弁護士会における男女共同参画推進基本計画策定状況

2018年7月現在、男女共同参画推進基本計画を策定している弁護士会は、5弁護士会であるが、全て男女共同参画推進本部の存在する会である。この5弁護士会のうち、「男女共同参画推進体制の構築・整備」という項目について内容に含まれると回答した弁護士会は東京、第二東京、大阪の3会のみであった。

資料 特 1-2-2 各弁護士会における男女共同参画推進基本計画策定状況

弁護士会	名称
東京	男女共同参画基本計画
第二東京	第二東京弁護士会における男女共同参画基本計画
大阪	第二次大阪弁護士会男女共同参画推進基本計画
愛知県	愛知県弁護士会 男女共同参画基本計画
福岡県	福岡県弁護士会男女共同参画基本計画～誰もが活躍できる開かれた弁護士会であるために

(3) 男女共同参画推進基本計画を未策定の理由

「その他」では、「人材が確保できない」「委員会が発足して間もない」「議論が進んでいない」などの回答があった。

資料 特 1-2-3 男女共同参画推進基本計画を未策定の理由

男女共同参画推進体制がすでに構築されているから	1会
対応する委員会がないから	4会
必要性を感じないから	10会
その他	29会

(4) 男女共同参画推進担当委員連絡会議の開催

2013年度から各委員会に「男女共同参画推進担当委員」を選任し、男女共同参画推進担当委員連絡会議を開催して各委員会に対する第二次計画の周知を図ってきた。第三次計画では具体的な目標の設定を要請している。

資料 特 1-2-4 男女共同参画担当者連絡協議会開催状況

開催年度	テーマ	講演その他の企画
2013年	日弁連の各委員会における男女共同参画推進体制の構築について	組織におけるダイバーシティ及び女性の視点の重要性について
2015年	同上	-
2016年	第三次計画面策定に向けた日弁連の各種委員会等における男女共同参画推進体制の構築・促進について	スウェーデンにおけるワーク・ライフ・バランス
2017年	同上	-
2018年	第三次計画下での日弁連の各委員会における男女共同参画推進体制の構築・促進について	無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）について

2 研修・啓発活動

日弁連における男女共同参画を実現し、更には弁護士としての使命を全うするためには、会員の男女共同参画についての意識を高めること及びジェンダー・バイアスの問題につき会員の認識を深めることが不可欠である。

【第三次計画の目標】

- ① 「男女共同参画」や「ジェンダー」の意義、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の必要性等について、会員の理解を深め、男女共同参画の意識を高める。とりわけ男性会員に対して、これらが女性だけの問題ではなく、男性にも大いに関係があるトピックであることを認識してもらう。
- ② 弁護士会・弁護士会連合会等に対し、先進的な取組の事例や制度等を紹介し、その普及を促すなど、男女共同参画を進める働きかけを行う。
- ③ 会員に対し、性的指向や性自認は様々であり、いわゆるLGBTなど現実に多様な性を生きる人々がいることを知らせ、いかなる性的指向、性自認であっても個人として尊重されるよう意識啓発を行う。

(1) セクシュアル・ハラスメント等防止に関する研修の実施状況

2018年7月現在で、セクシュアル・ハラスメント等防止に関する研修を実施している弁護士会は26会である。現在、ほとんどの会ではセクシュアル・ハラスメントの防止規定を設けているところ（後記⑦（1）参照）、そのための研修を一度も実施していない弁護士会が半数あることになる。今後も継続的に、かつ、できる限り多くの会員が参加する形で研修が実施されることが必要である。

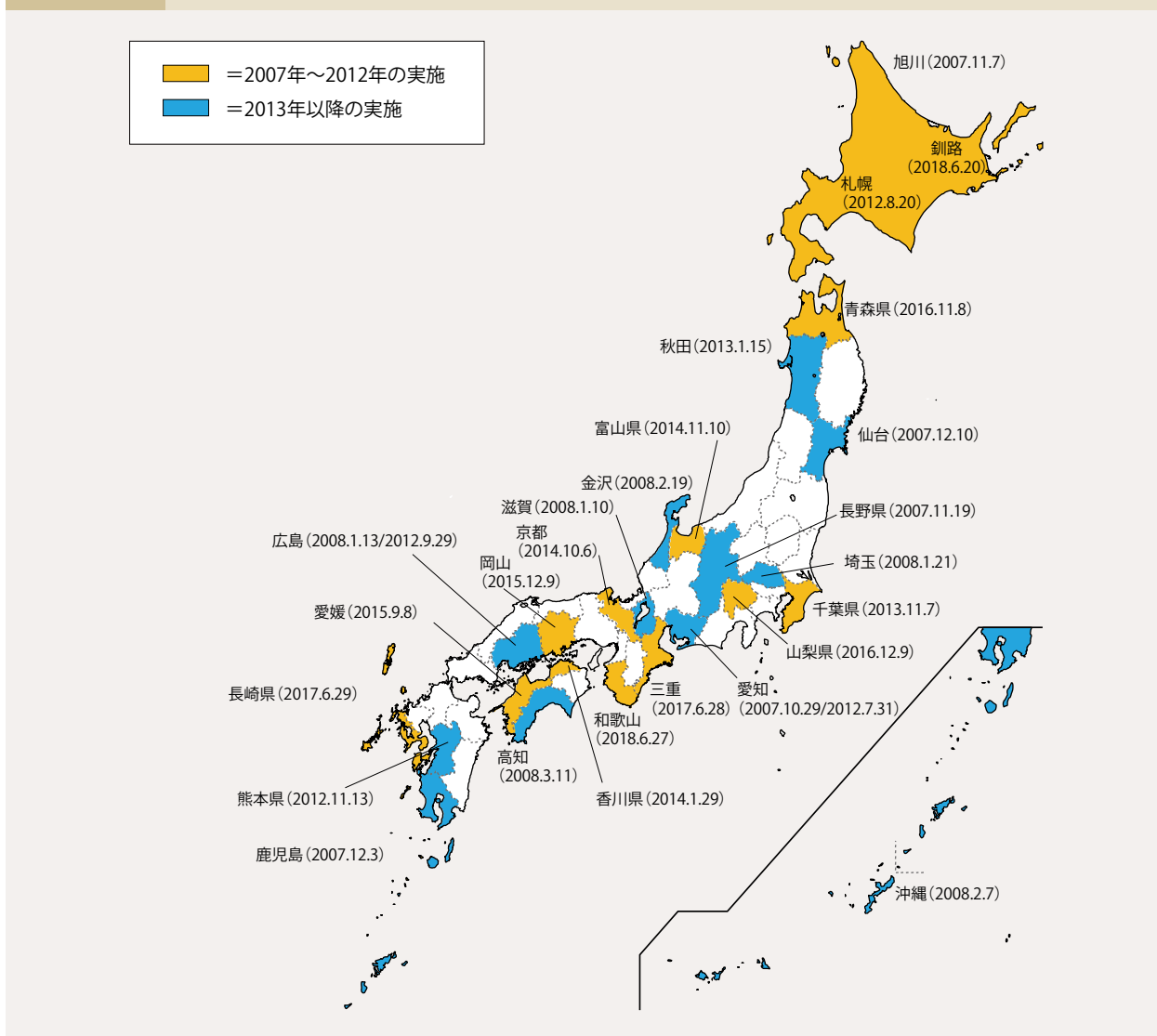
(2) 男女共同参画に関する全国キャラバン開催状況

2007年度から始まった全国キャラバン（各地をめぐっての意見交換会）は、2007年10月に愛知県弁護士会で開催されたことを皮切りに、2018年度までで合計28回開催している。2007年度は、「男女共同参画施策基本大綱普及のための全国キャラバン」と称し、11か所を訪れ、2008年に策定された「男女共同参画施策基本大綱」の周知を行った。

2012年度は第二次計画策定のために5か所でキャラバンを実施し、以後は第二次計画及び第三次計画にキャラバンの実施が要請されていることから、毎年2～3か所程度で開催している。2018年度は和歌山弁護士会及び釧路弁護士会で開催した。

キャラバンが開催された弁護士会においては、その後に育児期間中の会費等免除規定が制定されたりするなど、キャラバンを契機として、男女共同参画の推進に資する取組が進んだと思われる弁護士会もあったことから、今後も、まだキャラバンが開催されていない弁護士会を中心に実施を継続していく予定である。

資料 特 1-2-5 男女共同参画に関する全国キャラバンの開催状況



2 第三次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画

3 弁護士における女性割合の拡大

司法は、健全な社会の維持発展にとって極めて重要なインフラであり、社会における多様性が司法にも反映されることが必要である。司法におけるジェンダー・バイアス解消にこれまで女性弁護士が果たしてきた役割に鑑みても、弁護士における女性割合の確保は重要な課題である。

国も、2003年の「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との男女共同参画推進本部決定に従い、「第3次男女共同参画基本計画」（平成22年12月17日閣議決定）及び「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）において「司法分野における女性の参画の拡大」として「2020年に30%」の目標達成に向けた取組を当連合会に求めている。

しかし、2013年に17.70%であった弁護士に占める女性割合は、5年を経過した2018年においても18.64%にとどまり、その増加は1%に満たない。また、裁判官、検察官に占める女性割合よりも低い状況となっている。

法曹志望者数が減少する中、司法試験合格者全体に占める女性割合はさらに低下傾向にあり、2017年司法試験合格者に占める女性割合は20.4%となった。なお、2018年度は24.59%に上昇したが、それでも法科大学院生に占める女性割合より低い。

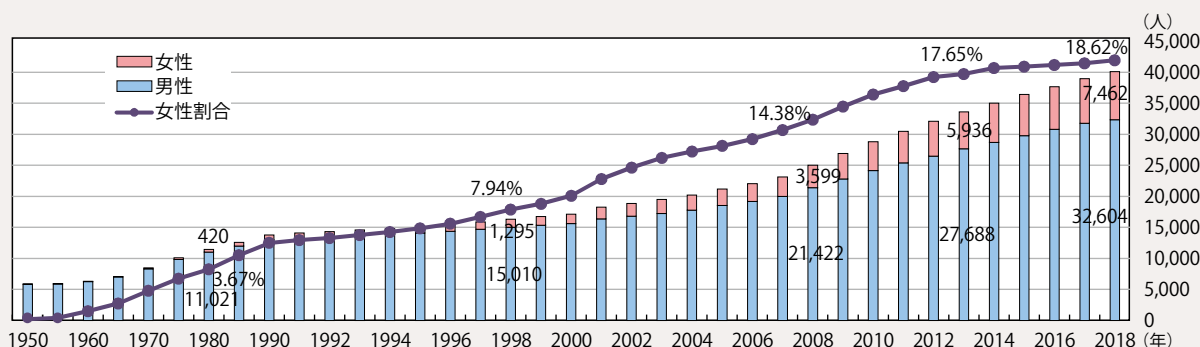
【第三次計画の目標】

① 弁護士に占める女性割合の拡大が日弁連の喫緊の課題であることを会員の共通認識とする。
② 弁護士を志望する女子児童・生徒・学生（以下「女子学生等」という。）や社会人女性等の裾野を広げるべく、女子学生等、教育機関及び社会人女性等に対し、弁護士という職業に関する情報提供、進路選択支援に関する情報提供等の働きかけを行う。
③ 女性弁護士養成の視点から、司法研修所、法科大学院等の法曹養成課程に女性弁護士が積極的に関わる仕組みを構築する。
④ 女性弁護士の受け皿を増やすべく、法律事務所等が積極的に女性弁護士を採用するよう働きかけを行う。
⑤ 女性弁護士の就労継続に関する障壁を取り除き、女性弁護士の離職を防ぐとともに、女性有資格者の弁護士登録を支援する。

(1) 男女別弁護士数の推移

2008年に25,021人であった弁護士数は、2018年で40,098人にまで増加している。そのうち女性弁護士数は3,599人から7,462人と10年間で約2.07倍になっており、増加数は著しい。一方で、弁護士全体に占める女性割合は、2008年の14.38%から2018年の18.64%と、この10年間で大幅な向上は見られていない。さらに、この5年間についていえば、その増加の割合は1%に満たず横ばい状態である。

資料 特 1-2-6 男女別弁護士数の推移と女性弁護士の割合



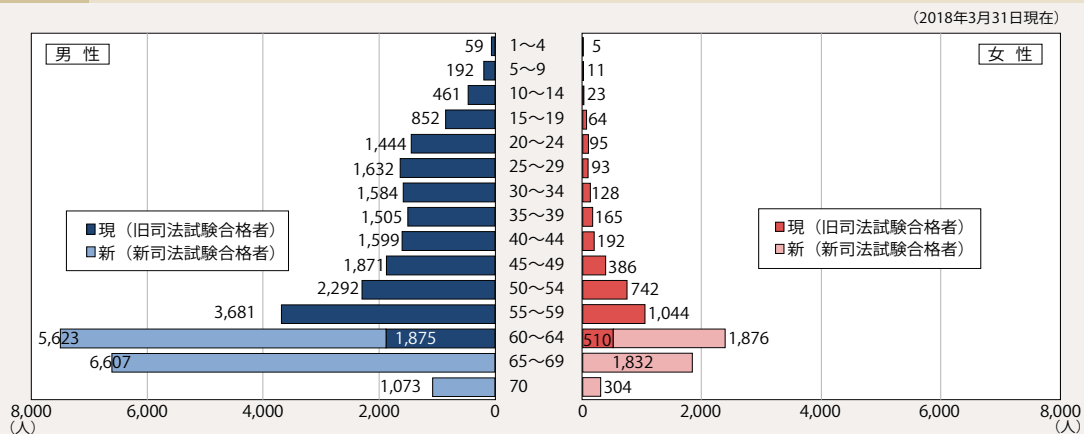
【注】 数値は、各年3月31日現在。1950年から1990年までは5年置きで表示。

(2) 司法修習期別弁護士数と女性割合

司法修習期別にみると、女性弁護士数が最も多いのは62期（510人）であり、次に多いのは61期（508人）である。一方、司法修習期別の女性弁護士割合については、50期前後以降はいずれの修習期においても概ね20%を超えているものの、女性割合が最も高いのは54期の27.5%、次に高いのは55期の26.3%となっており、必ずしも司法修習期が若くなるほど女性割合が高いわけではないことが分かる。

男性弁護士、女性弁護士ともに、ボリューム層は60期代前半（男性7498人、女性2386人）となっており、女性弁護士の31.9%がこの層に当たる。一方、この層に当たる男性弁護士は、男性弁護士総数の22.9%である。

資料 特 1-2-7 司法修習期別弁護士数と女性割合



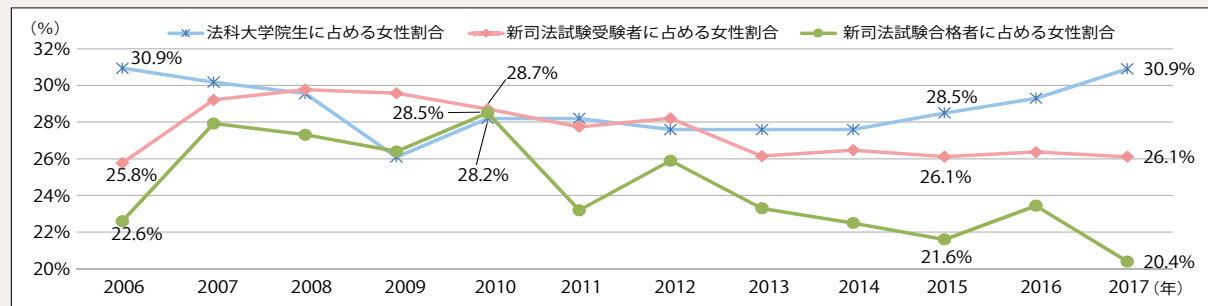
- 【注】 1. 2018年3月31日現在、登録のある弁護士の修習期内訳である。
 2. 「現」とは、旧司法試験に合格した者、「新」とは、新司法試験に合格した者の総称であるが、司法修習を終了するための試験に不合格となった結果、修習終了日がずれた場合は、新旧司法試験いずれの合格者に関わらず、修習終了日を基準にカウントしている。
 3. 表内の※については以下のとおり。
 ※ 1：65期は「現」「新」両方を含む。
 ※ 2：66期以降は「新」のみである。

(3) 法科大学院生と新司法試験合格者の女性割合

新司法試験が開始された2006年は、法科大学院生に占める女性割合が30.94%、司法試験合格者に占める女性割合が22.60%であった。法科大学院生の女性割合については、2009年度に26.10%まで下がったが、以後漸増傾向にあり、2017年には30.85%となった。一方、旧司法試験合格者に占める女性割合は、1999年に28.70%に達していたが、新司法試験となった2006年は22.60%まで低下し、2010年には28.5%まで上昇したものの、以後漸減傾向にある。2016年は23.44%、2017年では20.41%まで減少したが、2018年は24.59%であった。

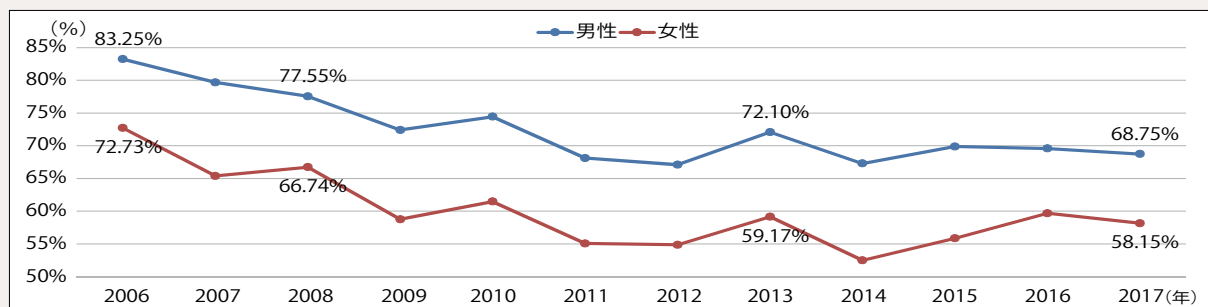
新司法試験の最終合格率（受験者に対する合格率）は、男性が女性を上回る傾向が続いている。詳しく見ると、短答式試験の合格率において男性が女性を上回る傾向が続いているが、短答式試験通過後の合格率には大きな差が見られない。

資料 特 1-2-8 法科大学院生と新司法試験受験者・合格者の女性割合



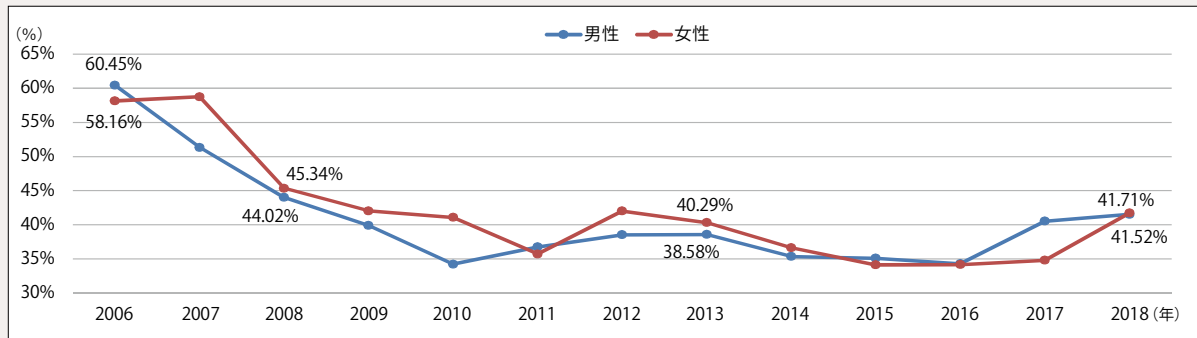
【注】 文部科学省及び法務省の公表資料による。

資料 特 1-2-9 受験者に対する司法試験短答式試験合格者の男女別割合



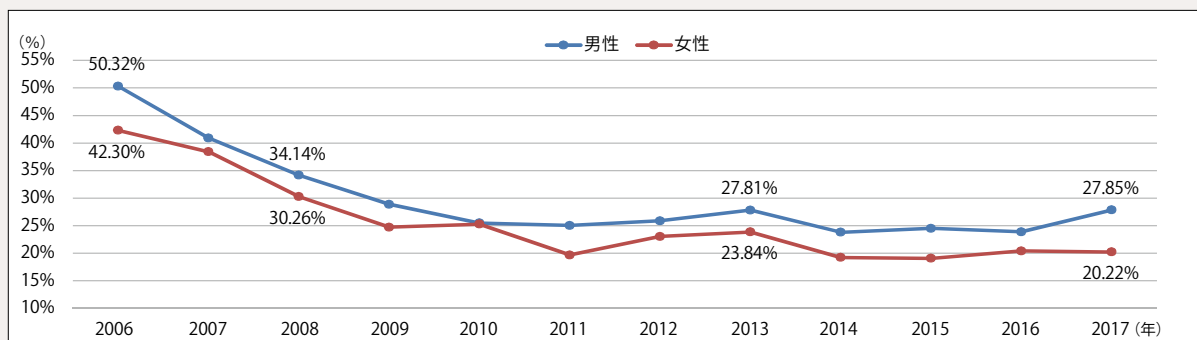
【注】 法務省の公表資料による。

資料特 1-2-10 司法試験短答式試験合格者に対する最終合格者の男女別割合



【注】法務省の公表資料による。

資料特 1-2-11 司法試験受験者に対する最終合格者の男女別割合

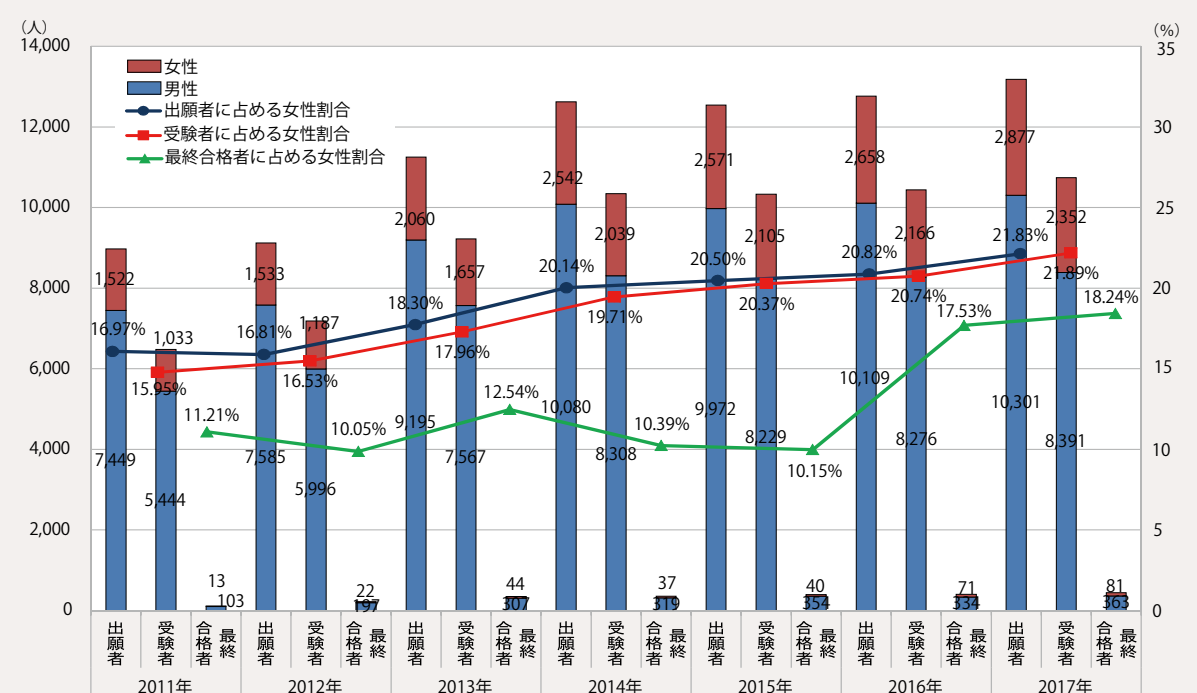


【注】法務省の公表資料による。

(4) 予備試験における男女別割合

予備試験出願者及び受験者に占める女性割合は、漸増傾向にあり、2015年以降はいずれも20%を越えている。一方、予備試験最終合格者に占める女性割合は、2015年まで10%~12%程度で推移していた（平成27年度は10.15%）が、2016年には17.53%、2017年には18.24%となった。

資料特 1-2-12 予備試験における男女別人数と男女別割合

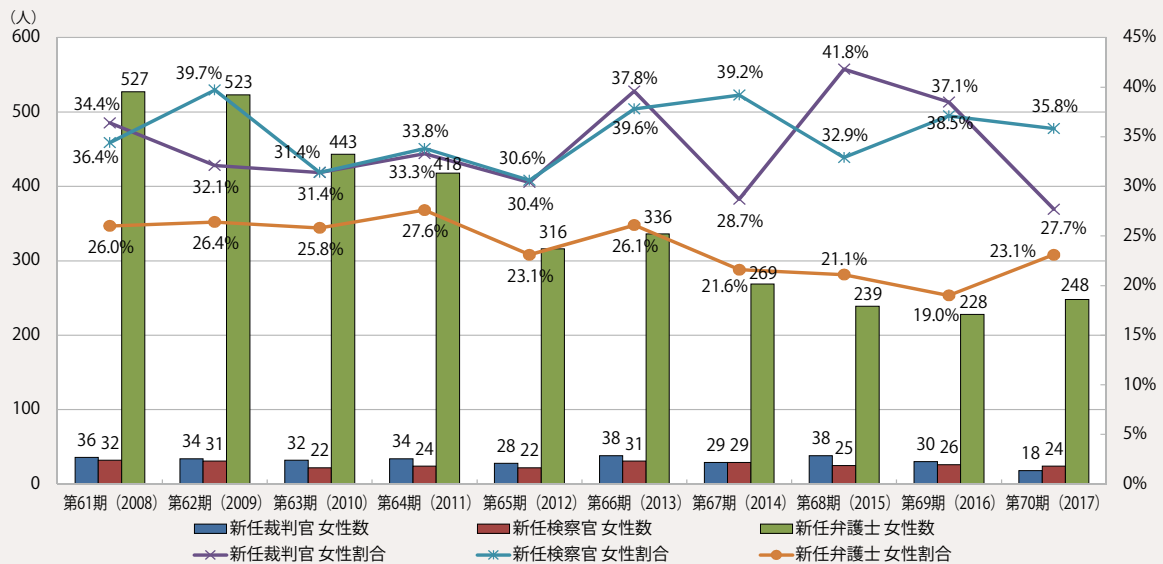


【注】法務省の公表資料による。

(5) 司法修習終了者の進路別女性人数及び女性割合

2008年以降、新規任官裁判官に占める女性割合は30%前後で推移しており、2015年（68期）には40%を越えた（41.8%）。新任検察官に占める女性割合は、一貫して30%を越えており、2009年（62期）、2014年（67期）には39%を越えた。一方、新規登録弁護士に占める女性割合は、30%を越えたことがなく、2016年（69期）には19.0%と20%を下回った。2017年（70期）は23.1%と多少増加したものの、大きな伸びはない。

資料 特 1-2-13 司法修習終了者の進路別女性人数と女性割合

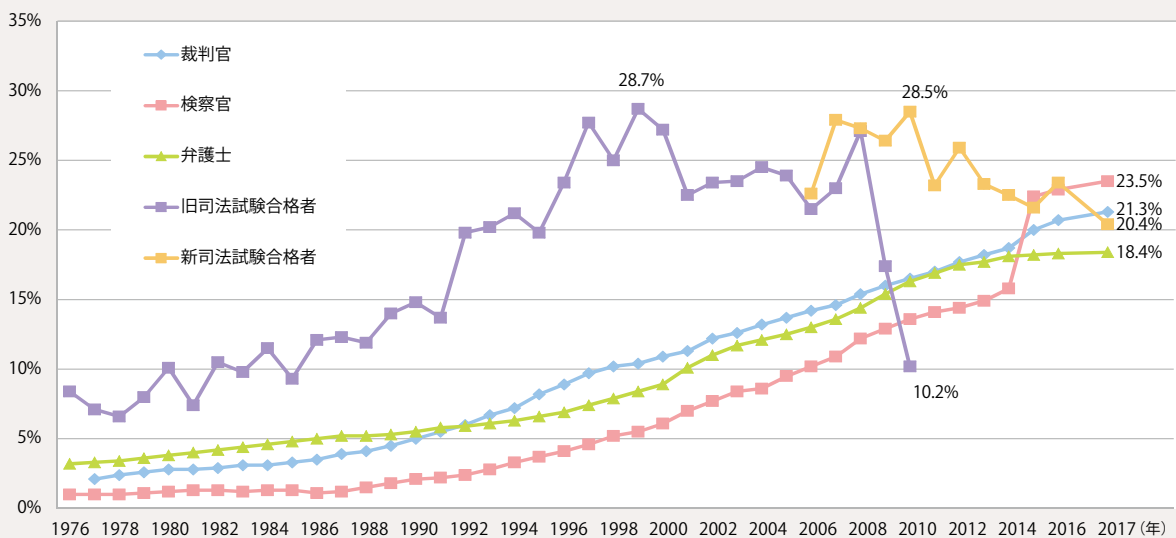


【注】 数値は、各年3月31日現在。

(6) 司法分野における女性割合の推移

新司法試験合格者に占める女性割合は2017年で20.4%と、弁護士に占める女性割合を上回るところとなった。検察官に占める女性割合は近年急激に上昇し、2015年には22.4%となり、弁護士のみならず、裁判官に占める女性割合をも上回るところとなった。

資料 特 1-2-14 司法分野における女性割合の推移



【注】 内閣府男女共同参画白書による。

4 女性弁護士偏在の解消

司法は、健全な社会の維持発展にとって極めて重要なインフラであり、司法におけるジェンダーバイアス解消の観点からも、市民があまねく女性弁護士にアクセスすることができる態勢の整備が必要である。日弁連は、2012年3月15日付け「司法サービスの全国展開と充実のための行動計画」において「地方裁判所支部管内において、女性弁護士がゼロである地域を減らし、最終的には解消するための取組」や「女性弁護士に対する法律相談ニーズに対応できる態勢の整備」を行うとし、女性弁護士の偏在解消が司法アクセスの観点から重要な課題であることを指摘した。

【第三次計画の目標】

- ① 地方裁判所支部管内における女性弁護士ゼロ地域を減らし、解消を目指す。
- ② 女性弁護士に対するアクセス障害を解消し、女性弁護士の法的サービスが受けられる体制を全国で確保する。

(1) 弁護士会別弁護士数と直近10年の増加率

2008年からの10年間で、女性弁護士の数は2.07倍に増加した。2008年3月末日時点では女性弁護士がいなかった函館弁護士会には、2018年3月末日現在、7人の女性弁護士が所属しており、女性弁護士が1人だった徳島弁護士会では9人となった。弁護士会連合会単位でみると、中国地方弁護士会連合会において72人から223人に、四国弁護士会連合会において20人から65人と女性弁護士数が3倍以上となっている。具体的な数値については次ページの資料特1-2-17を参照されたい。

(2) 女性弁護士ゼロ支部

女性弁護士がいない地方裁判所支部は、2008年は123か所であったが、減少し、2014年には58か所となった。その後は60か所前後で推移し、2018年には57か所となっている。

資料特1-2-15 女性弁護士ゼロ地方裁判所支部一覧

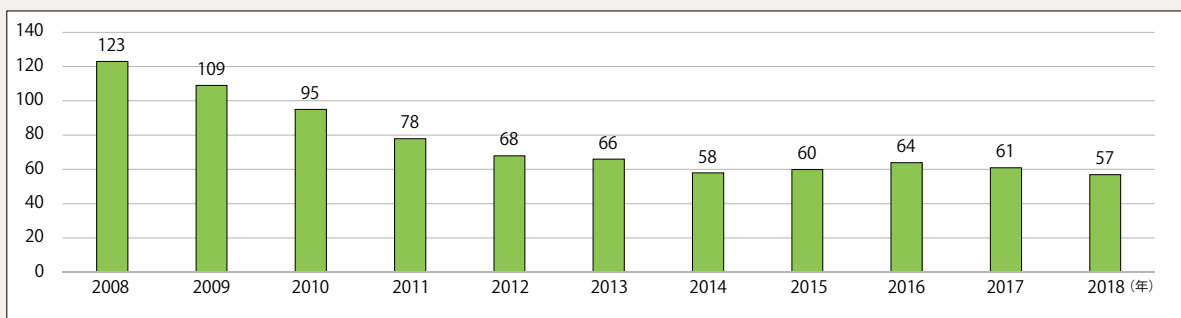
地方裁判所	支部名	弁護士数	
		男性	女性
		支部別	支部別
千葉	一宮	8	0
	木更津	18	0
	八日市場	10	0
	佐原	4	0
宇都宮	真岡	3	0
前橋	桐生	8	0
	沼田	3	0
甲府	都留	4	0
新潟	新発田	10	0
京都	園部	2	0
	舞鶴	6	0
	社	9	0
神戸	龍野	6	0
	洲本	4	0
津	伊賀	8	0
金沢	輪島	2	0
富山	魚津	7	0
山口	萩	4	0
岡山	新見	1	0

地方裁判所	支部名	弁護士数	
		男性	女性
		支部別	支部別
福岡	直方	12	0
	田川	6	0
	行橋	10	0
	柳川	4	0
佐賀	武雄	14	0
長崎	島原	5	0
	壱岐	2	0
	五島	2	0
大分	杵築	2	0
	日田	6	0
	佐伯	3	0
	玉名	5	0
熊本	山鹿	3	0
	八代	12	0
	人吉	3	0
鹿児島	川内	5	0
宮崎	日南	2	0
	平良	4	0
那覇	石垣	4	0

地方裁判所	支部名	弁護士数	
		男性	女性
		支部別	支部別
仙台	登米	3	0
山形	新庄	4	0
	米沢	9	0
盛岡	二戸	3	0
	遠野	3	0
	宮古	5	0
	一関	11	0
	水沢	5	0
秋田	能代	2	0
	本荘	4	0
	大館	7	0
	大曲	5	0
札幌	滝川	3	0
旭川	名寄	3	0
	稚内	2	0
釧路	網走	2	0
徳島	美馬	3	0
高知	中村	2	0
愛媛	大洲	4	0

(2018年6月1日現在)

資料特1-2-16 女性弁護士ゼロ支部数の推移



【注】日弁連調べ

資料 特 1-2-17 各弁護士会における女性割合の推移 (2008年・2018年)

(日弁連調べ)

年 (人)	2008		2018		10年間 (2008~2018年) の弁護士増加				
	総数 (内女性数)	女性 割合	総数 (内女性数)	女性 割合	弁護士 増加数	内女性数	10年間の増加率		
							総数	内女性	
北海道 弁護士会 連合会	札幌	459 (46)	10.0%	799 (119)	14.9%	340	73	174.1%	258.7%
	函館	33 (0)	0.0%	56 (7)	12.5%	23	7	169.7%	-
	旭川	44 (5)	11.4%	72 (10)	13.9%	28	5	163.6%	200.0%
	釧路	50 (6)	12.0%	78 (9)	11.5%	28	3	156.0%	150.0%
	小計	586 (57)	9.7%	1,005 (145)	14.4%	419	88	171.5%	254.4%
東北 弁護士会 連合会	仙台	283 (38)	13.4%	453 (69)	15.2%	170	31	160.1%	181.6%
	福島県	115 (8)	7.0%	203 (25)	12.3%	88	17	176.5%	312.5%
	山形県	65 (3)	4.6%	97 (11)	11.3%	32	8	149.2%	366.7%
	岩手	69 (7)	10.1%	104 (10)	9.6%	35	3	150.7%	142.9%
	秋田	60 (8)	13.3%	77 (12)	15.6%	17	4	128.3%	150.0%
	青森県	64 (4)	6.3%	113 (16)	14.2%	49	12	176.6%	400.0%
	小計	656 (68)	10.4%	1,047 (143)	13.7%	391	75	159.6%	210.3%
関東 弁護士会連合会	東京	5,450 (865)	15.9%	8,269 (1,647)	19.9%	2,819	782	151.7%	190.4%
	第一東京	3,319 (580)	17.5%	5,203 (1,043)	20.0%	1,884	463	156.8%	179.8%
	第二東京	3,344 (587)	17.6%	5,408 (1,131)	20.9%	2,064	544	161.7%	192.7%
	横浜	967 (148)	15.3%	1,637 (320)	19.5%	670	172	169.3%	216.2%
	埼玉	436 (55)	12.6%	869 (156)	18.0%	433	101	199.3%	283.6%
	千葉県	397 (57)	14.4%	799 (137)	17.1%	402	80	201.3%	240.4%
	茨城県	136 (14)	10.3%	288 (49)	17.0%	152	35	211.8%	350.0%
	栃木県	120 (12)	10.0%	222 (37)	16.7%	102	25	185.0%	308.3%
	群馬	166 (11)	6.6%	290 (37)	12.8%	124	26	174.7%	336.4%
	静岡県	276 (30)	10.9%	481 (87)	18.1%	205	57	174.3%	290.0%
	山梨県	76 (5)	6.6%	122 (15)	12.3%	46	10	160.5%	300.0%
	長野県	147 (14)	9.5%	244 (40)	16.4%	97	26	166.0%	285.7%
	新潟県	169 (10)	5.9%	281 (47)	16.7%	112	37	166.3%	470.0%
小計	15,003 (2,388)	15.9%	24,113 (4,746)	19.7%	9,110	2,358	160.7%	198.7%	
中部 弁護士会 連合会	愛知県	1,162 (172)	14.8%	1,963 (386)	19.7%	801	214	168.9%	224.4%
	三重	96 (8)	8.3%	184 (30)	16.3%	88	22	191.7%	375.0%
	岐阜県	118 (14)	11.9%	203 (36)	17.7%	85	22	172.0%	257.1%
	福井	66 (6)	9.1%	108 (13)	12.0%	42	7	163.6%	216.7%
	金沢	107 (13)	12.1%	174 (29)	16.7%	67	16	162.6%	223.1%
	富山県	67 (3)	4.5%	125 (14)	11.2%	58	11	186.6%	466.7%
	小計	1,616 (216)	13.4%	2,757 (508)	18.4%	1,141	292	170.6%	235.2%
近畿 弁護士会 連合会	大阪	3,254 (454)	14.0%	4,566 (812)	17.8%	1,312	358	140.3%	178.9%
	京都	426 (60)	14.1%	772 (161)	20.9%	346	101	181.2%	268.3%
	兵庫県	554 (83)	15.0%	933 (181)	19.4%	379	98	168.4%	218.1%
	奈良	115 (16)	13.9%	173 (27)	15.6%	58	11	150.4%	168.8%
	滋賀	82 (11)	13.4%	154 (33)	21.4%	72	22	187.8%	300.0%
	和歌山	90 (5)	5.6%	146 (20)	13.7%	56	15	162.2%	400.0%
	小計	4,521 (629)	13.9%	6,744 (1,234)	18.3%	2,223	605	149.2%	196.2%
中国 地方 弁護士会 連合会	広島	346 (30)	8.7%	583 (92)	15.8%	237	62	168.5%	306.7%
	山口県	102 (5)	4.9%	176 (18)	10.2%	74	13	172.5%	360.0%
	岡山	229 (27)	11.8%	401 (83)	20.7%	172	56	175.1%	307.4%
	鳥取県	46 (4)	8.7%	65 (10)	15.4%	19	6	141.3%	250.0%
	島根県	40 (6)	15.0%	82 (20)	24.4%	42	14	205.0%	333.3%
小計	763 (72)	9.4%	1,307 (223)	17.1%	544	151	171.3%	309.7%	
四国 弁護士会 連合会	香川県	108 (7)	6.5%	172 (23)	13.4%	64	16	159.3%	328.6%
	徳島	60 (1)	1.7%	93 (9)	9.7%	33	8	155.0%	900.0%
	高知	69 (7)	10.1%	86 (14)	16.3%	17	7	124.6%	200.0%
	愛媛	116 (5)	4.3%	164 (19)	11.6%	48	14	141.4%	380.0%
	小計	353 (20)	5.7%	515 (65)	12.6%	162	45	145.9%	325.0%
九州 弁護士会連合会	福岡県	753 (99)	13.1%	1,286 (223)	17.3%	533	124	170.8%	225.3%
	佐賀県	60 (5)	8.3%	105 (15)	14.3%	45	10	175.0%	300.0%
	長崎県	98 (5)	5.1%	159 (20)	12.6%	61	15	162.2%	400.0%
	大分県	96 (4)	4.2%	161 (26)	16.1%	65	22	167.7%	650.0%
	熊本県	164 (12)	7.3%	281 (44)	15.7%	117	32	171.3%	366.7%
	鹿児島県	100 (6)	6.0%	211 (27)	12.8%	111	21	211.0%	450.0%
	宮崎県	75 (6)	8.0%	139 (16)	11.5%	64	10	185.3%	266.7%
	沖縄	197 (12)	6.1%	268 (39)	14.6%	71	27	136.0%	325.0%
小計	1,543 (149)	9.7%	2,610 (410)	15.7%	1,067	261	169.2%	275.2%	
総計	25,041 (3,599)	14.4%	40,098 (7,474)	18.6%	15,057	3,875	160.1%	207.7%	

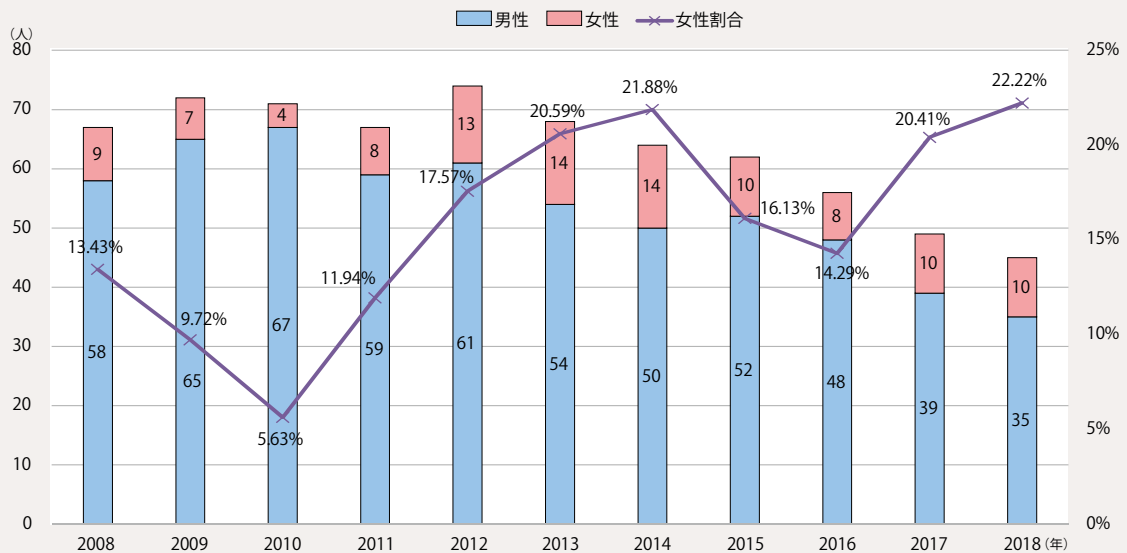
【注】各年3月31日現在。()内は、内女性弁護士数。

2 第三次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画

(3) ひまわり基金法律事務所の所長弁護士の男女別弁護士数

ひまわり基金法律事務所の所長弁護士に占める女性割合は、2008年には13.4%、2018年には22.2%となっており、上昇している。女性弁護士の数は、2008年には9人、2018年には10人であり、ほぼ変わらないが、男性弁護士の数は、58人（2008年）から35人（2018年）へと大幅に減少しているため、女性割合の上昇が生じているのである。

資料特 1-2-18 ひまわり基金法律事務所の男女別人数の推移

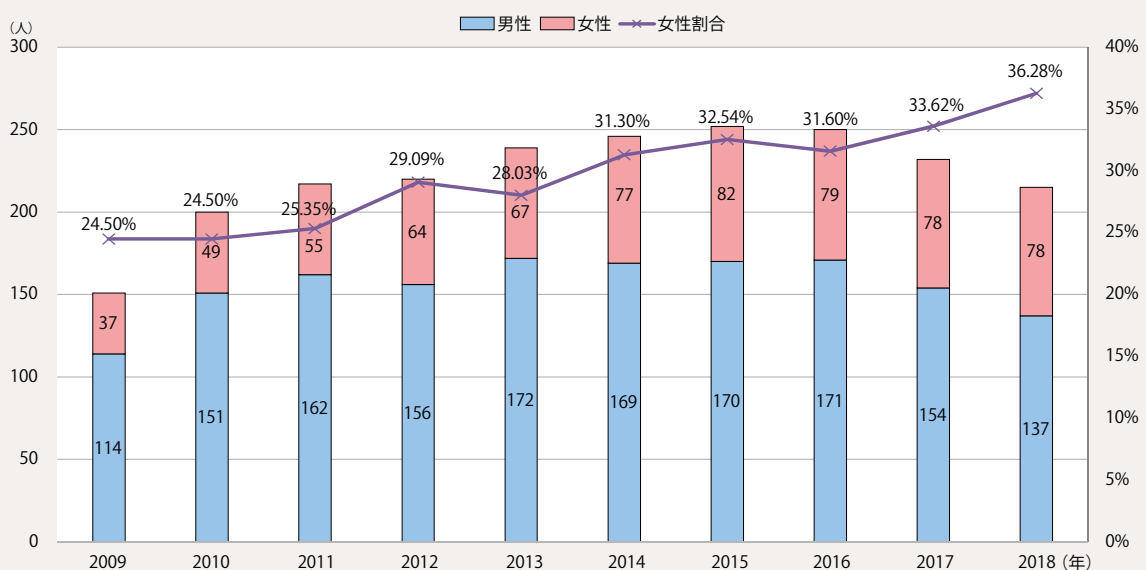


【注】各年4月1日現在。

(4) スタッフ弁護士の男女別弁護士数

日本司法支援センター（法テラス）スタッフ弁護士に占める女性割合は、2009年には24.5%であったが、2018年には36.2%と上昇した。2016年以降は、女性スタッフ弁護士の数はほぼ横ばいとなっているが、男性スタッフ弁護士の数が減少しているため、女性割合の上昇が生じている。

資料特 1-2-19 スタッフ弁護士の男女別人数の推移



【注】各年3月31日現在。

5 政策・方針決定過程への女性会員の参画拡大

政策・方針決定過程への女性会員の参画は、会内の意思決定に女性会員の意向が反映されるという組織内民主主義の問題でもあるが、それにとどまらない重要性を有する。日弁連は、司法分野をはじめとしてあらゆる分野で、人権擁護と社会正義の実現のために活動しているが、その活動にあたっては、当然のこととして、人口の半数を占める女性が置かれた実情や意向が十分に反映されなければならない。そのためには、会内における女性会員の割合にかかわらず、できるだけ多くの女性会員が、日弁連及び弁護士会の政策・方針決定過程に参画することが求められる。2015年12月の政府の第4次男女共同参画基本計画では、政策・方針決定過程への女性参画の割合を2020年までに30%以上とする目標を掲げており、特に弁護士会の意思決定への参画については、クオータ制を含む積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の検討を求めていたところ、日弁連は、2018年度から女性副会長クオータ制を採用し、毎年少なくとも2人以上の女性副会長が選任されることになった。

【第三次計画の目標】

① 2022年度までに、全ての委員会の委員に占める女性割合を20%以上とする。
② 2022年度までに、女性正副委員長がいない委員会をゼロにする。
③ 2022年度までに、副会長及び理事の女性割合を20%以上とする。

(1) 日弁連の役員及び事務総長・事務次長の数とそれに占める女性数

① 会長・副会長

会長については、これまで女性が就任したことはない。

副会長については、2003年度に女性が初めて就任し、2018年度までに累計15人が就任した。2018年度は、女性クオータ副会長制で2人が就任して合計3人の就任となり、第三次計画の指標である20%を達成した。しかし、これを後退させることなく、さらに政府目標であり、かつ、世界標準とされている30%に達するには、5人の就任が必要であり今後の動向が注目される。

資料 特 1-2-20 日弁連副会長における女性数と女性割合

年度	総数	女性数	累計人数	女性割合	所属弁護士会	備考
2003	13	1	1	7.7%	広島	
2005	13	1	2	7.7%	第二東京	弁護士会会長兼務。
2012	13	2	4	15.4%	滋賀、愛媛	
2013	13	2	6	15.4%	埼玉、宮崎県	
2014	13	3	9	23.1%	神奈川県、大阪、京都	大阪は弁護士会会長兼務。
2015	13	0	0	0.0%		
2016	13	1	10	7.7%	第二東京	弁護士会会長兼務。
2017	13	2	12	15.4%	東京、愛知県	東京・愛知県とも弁護士会会長兼務。
2018	15	3	15	20.0%	神奈川県、兵庫県、島根県	※うちクオータ制による副会長2人。

【注】2018年度から女性副会長クオータ制が導入され、副会長総数が15人となった。

② 理事

71人の理事のうち、女性が10%を初めて超えたのは2014年である。

その後は10%前後で推移していたが、2018年度に初めて15%を超えた。

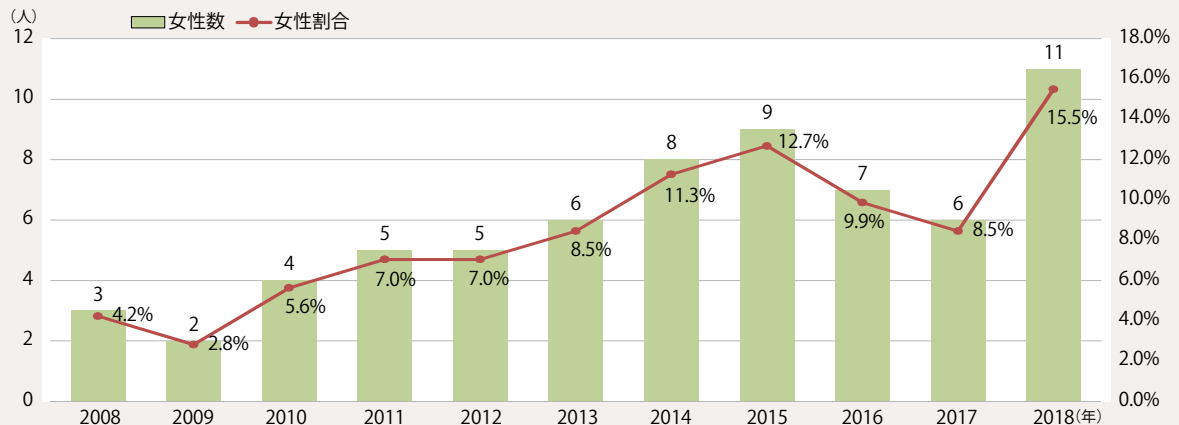
資料 特 1-2-21 日弁連理事における女性数と女性割合

年度	女性数	弁護士会会長兼務	女性割合	所属弁護士会	年度	女性数	弁護士会会長兼務	女性割合	所属弁護士会
1996	4	4	5.6%	茨城県、滋賀、広島、高知	2008	3	3	4.2%	埼玉、兵庫県、島根県
1997	3	2	4.2%	千葉県、福岡県、福島県	2009	2	1	2.8%	兵庫県、福井
1998	2	1	2.8%	東京、高知	2010	4	3	5.6%	神奈川県、大阪、熊本県、秋田
1999	1	1	1.4%	岡山	2011	5	1	7.0%	東京②、第二東京、神奈川県、栃木県
2000	2	2	2.8%	福島県、青森県	2012	5	5	7.0%	奈良、滋賀、鳥取県、島根県、宮崎県
2001	1	0	1.4%	大阪	2013	6	0	8.5%	東京、第一東京、第二東京、大阪、兵庫県、福岡県
2002	2	2	2.8%	奈良、島根県	2014	8	5	11.3%	東京②、第二東京、千葉県、長野県、兵庫県、島根県、高知
2003	1	0	1.4%	第二東京	2015	9	3	12.7%	東京、第二東京、神奈川県、兵庫県、滋賀、愛知県、金沢、鳥取県、福岡県
2004	2	1	2.8%	第二東京、和歌山	2016	7	4	9.9%	第二東京、神奈川県、大阪、奈良、岡山、福岡県、秋田
2005	4	3	5.6%	第二東京、大分県、秋田、愛媛	2017	6	4	8.5%	第二東京、大阪、岐阜県、広島、青森県、高知
2006	2	1	2.8%	大阪、京都	2018	11	5	15.5%	東京、第一東京、第二東京、神奈川県、大阪、京都、兵庫県、奈良、大分県、秋田、青森県
2007	3	1	4.2%	東京、京都、滋賀					

【注】理事の定員は71人である。「所属弁護士会」欄の「②」は、当該弁護士会から2人の女性理事が選任されていることを示している。

2 第三次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画

資料 特 1-2-22 日弁連理事における女性数と女性割合の推移



③ 監事

資料 特 1-2-23 日弁連監事における女性数と女性割合

年度	女性弁護士数	女性割合	所属弁護士会
2000	1	20%	東京
2001	1	20%	第一東京
2003	1	20%	第一東京
2008	1	20%	第二東京

年度	女性弁護士数	女性割合	所属弁護士会
2009	1	20%	第一東京
2010	1	20%	東京
2011	1	20%	東京
2018	1	20%	大阪

【注】監事の定員は5人である。

④ 事務総長・事務次長

事務総長については、1990年度に1人が就任したのみである。

事務次長については、継続的に女性が就任しており、早くから20%を超えていた。ただし、2015年度途中から定員が増えたことで、1人就任の場合は16%となった（女性の事務次長の所属弁護士会はこれまでは東京三弁護士会のみである。）。

資料 特 1-2-24 日弁連事務総長及び事務次長における女性数と女性割合

年度	総数	女性数	女性割合
1998	3	1	33.3%
1999	3	1	33.3%
2003	5	1	20.0%
2004	5	1	20.0%
2005	5	1	20.0%
2006	5	2	40.0%
2007	5	1	20.0%
2009	5	1	20.0%
2010	5	1	20.0%

年度	総数	女性数	女性割合
2011	5	2	40.0%
2012	5	1	20.0%
2013	5	1	20.0%
2014	5	2	40.0%
2015	5	2	40.0%
2016	6	2	33.3%
2017	6	1	16.6%
2018	6	1	16.6%

【注】各年4月1日現在の女性数であり、女性数合計が就任者合計となるものではない。

(2) 委員会における男女別人数

2008年から2018年の過去10年間の変化について、日弁連に設置されている委員会における女性弁護士の人数及び役職の就任状況についてまとめたものである。

① 法定委員会、常置委員会、特別委員会それぞれの男女比

法定委員会や常置委員会においては、委員会ごとの事情もあり、委員会における女性割合の伸びは必ずしも芳しくない。また、法曹養成課程における男女共同参画は、政府の第4次計画で新たに項目が加えられた分野であり、司法修習委員会等、法曹養成関連の委員会における女性委員の増加が求められる。

特別委員会では、弁護士業務改革、弁護士倫理、弁護士業務妨害、裁判官制度改革・地域司法計画、法律相談、刑事弁護、災害復興支援など、弁護士業務関連でとりわけ女性の意見の反映の求められる分野について、委員の女性割合が10%にも及ばないという現状があり、積極的な対策が求められる。

資料 特 1-2-25 日弁連の法定委員会及び常置委員会における女性数と女性割合

①法定委員会

委員会名	2008年7月10日現在				2018年4月1日現在			
	男性	女性	総計	女性割合	男性	女性	総計	女性割合
資格審査会	8	0	8	0.0%	6	1	7	14.3%
綱紀委員会	23	1	24	4.2%	22	2	24	8.3%
懲戒委員会	7	1	8	12.5%	8	0	8	0.0%
外国法事務弁護士綱紀委員会	19	0	19	0.0%	18	0	18	0.0%
外国法事務弁護士懲戒委員会	8	0	8	0.0%	7	1	8	12.5%
外国法事務弁護士登録審査会	8	0	8	0.0%	9	0	9	0.0%
総計	73	2	75	2.7%	70	4	74	5.4%

- 【注】 1. 外国法事務弁護士懲戒委員会：副委員長は置いていない。
 2. 外国法事務弁護士登録審査会：会長は、日弁連副会長が務める。
 3. 資格審査会：会長は、日弁連会長が務める。副委員長は置いていない。
 4. 懲戒委員会：副委員長は置いていない。

②常置委員会

委員会名	2008年7月10日現在				2018年4月1日現在			
	男性	女性	総計	女性割合	男性	女性	総計	女性割合
人権擁護委員会	98	22	120	18.3%	95	25	120	21%
司法制度調査会	87	5	92	5.4%	92	6	98	6%
司法修習委員会	62	1	63	1.6%	57	5	62	8%
弁護士推薦委員会	33	2	35	5.7%	31	4	35	11%
選挙管理委員会	68	4	72	5.6%	65	7	72	10%
総計	348	34	382	8.9%	340	47	387	12%

資料 特 1-2-26 日弁連の特別委員会における女性数と女性割合

③特別委員会

委員会名	2008年7月10日現在				2018年4月1日現在			
	男性	女性	総計	女性割合	男性	女性	総計	女性割合
両性の平等に関する委員会	4	46	50	92.0%	7	43	50	86.0%
男女共同参画推進本部	16	34	60	56.7%	22	63	85	74.1%
家事法制委員会	13	25	38	65.8%	22	32	54	59.3%
犯罪被害者支援委員会	62	15	77	19.5%	51	28	79	35.4%
国際人権問題委員会	19	10	29	34.5%	20	10	30	33.3%
男女共同参画推進特別措置実施のための副会長候補者推薦委員会	—	—	—	—	10	5	15	33.3%
若手弁護士サポートセンター	—	—	—	—	34	14	48	29.2%
日弁連高齢者・障害者権利支援センター	—	—	—	—	113	37	150	24.7%
国際交流委員会	42	6	48	12.5%	43	14	57	24.6%
自由権規約個人通報制度等実現委員会	29	3	32	9.4%	31	10	41	24.4%
国際活動に関する協議会	14	2	16	12.5%	16	5	21	23.8%
子どもの権利委員会	63	12	75	16.0%	59	16	75	21.3%
市民のための法教育委員会	27	9	36	25.0%	60	16	76	21.1%
裁判迅速化法問題対策委員会	43	4	47	8.5%	38	10	48	20.8%
研修委員会	—	—	—	—	56	14	70	20.0%
国内人権機関実現委員会	—	—	—	—	21	5	26	19.2%
司法修習費用問題対策本部	—	—	—	—	144	31	175	17.7%
最高裁判所裁判官推薦諮問委員会	14	1	15	6.7%	14	3	17	17.6%
全面的国選付添人制度実現本部	—	—	—	—	71	15	86	17.4%
民事司法改革総合推進本部	—	—	—	—	53	11	64	17.2%
日弁連知的財産センター	—	—	—	—	68	14	82	17.1%
日弁連信託センター	—	—	—	—	25	5	30	16.7%
「日本知的財産仲裁センター」の事業に関する委員会	25	6	31	19.4%	30	6	36	16.7%
接見交通権確立実行委員会	45	1	46	2.2%	41	8	49	16.3%

2 第三次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画

委員会名	2008年7月10日現在				2018年4月1日現在			
	男性	女性	総計	女性割合	男性	女性	総計	女性割合
法律サービス展開本部	—	—	—	—	180	35	215	16.3%
消費者問題対策委員会	106	14	120	11.7%	109	21	130	16.2%
貧困問題対策本部	—	—	—	—	130	25	155	16.1%
公害対策・環境保全委員会	88	12	100	12.0%	84	16	100	16.0%
総合法律支援本部（旧日本司法支援センター推進本部）	151	11	162	6.8%	164	31	195	15.9%
編集委員会	18	0	18	0.0%	16	3	19	15.8%
第61回人権擁護大会運営委員会	—	—	—	—	27	5	32	15.6%
労働法制委員会	37	7	44	15.9%	38	7	45	15.6%
憲法問題対策本部（旧憲法委員会）	97	11	108	10.2%	165	30	195	15.4%
小規模弁護士会協議会	—	—	—	—	22	4	26	15.4%
法曹養成制度改革実現本部	—	—	—	—	96	16	112	14.3%
法科大学院センター	47	1	48	2.1%	43	7	50	14.0%
財務委員会	27	2	29	6.9%	25	4	29	13.8%
住宅紛争処理機関検討委員会	73	3	76	3.9%	69	11	80	13.8%
公益財団法人日弁連法務研究財団推進委員会	96	4	100	4.0%	89	14	103	13.6%
倒産法制等検討委員会	27	1	28	3.6%	26	4	30	13.3%
外国弁護士及び国際法律業務委員会	40	3	43	7.0%	39	6	45	13.3%
取調べの可視化本部（旧取調べの可視化実現本部）	133	9	142	6.3%	123	18	141	12.8%
秘密保護法対策本部	—	—	—	—	138	20	158	12.7%
国選弁護本部（旧国選弁護対応態勢確立推進本部）	158	9	167	5.4%	143	20	163	12.3%
業際・非弁・非弁提携問題等対策本部	—	—	—	—	124	17	141	12.1%
A D R（裁判外紛争解決機関）センター	63	4	67	6.0%	71	9	80	11.3%
日弁連中小企業法律支援センター	—	—	—	—	158	20	178	11.2%
死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部	—	—	—	—	182	23	205	11.2%
互助年金・福祉厚生委員会	66	4	70	5.7%	57	7	64	10.9%
日弁連リーガル・アクセス・センター	30	4	34	11.8%	85	10	95	10.5%
日弁連税制委員会	37	3	40	7.5%	34	4	38	10.5%
情報問題対策委員会	74	5	79	6.3%	79	9	88	10.2%
刑事拘禁制度改革実現本部	152	13	165	7.9%	106	12	118	10.2%
民事裁判手続に関する委員会	49	6	55	10.9%	53	6	59	10.2%
第28回司法シンポジウム運営委員会	—	—	—	—	125	14	139	10.1%
行政訴訟センター	54	3	57	5.3%	48	5	53	9.4%
災害復興支援委員会	64	4	68	5.9%	62	6	68	8.8%
弁護士任官等推進センター	46	1	47	2.1%	55	5	60	8.3%
第14回国選弁護シンポジウム実行委員会	—	—	—	—	82	7	89	7.9%
日弁連公設事務所・法律相談センター	103	8	111	7.2%	118	10	128	7.8%
日弁連刑事弁護センター	107	3	110	2.7%	130	11	141	7.8%
共謀罪法対策本部	—	—	—	—	61	5	66	7.6%
債権回収会社に関する委員会	11	1	12	8.3%	13	1	14	7.1%
刑事法制委員会	54	5	59	8.5%	54	4	58	6.9%
立法対策センター	23	3	26	11.5%	27	2	29	6.9%
裁判官制度改革・地域司法計画推進本部	96	3	99	3.0%	92	6	98	6.1%
弁護士会照会制度委員会	29	2	31	6.5%	36	2	38	5.3%
処置請求に関する調査委員会	19	1	20	5.0%	19	1	20	5.0%
弁護士業務妨害対策委員会	17	0	17	0.0%	19	1	20	5.0%
弁護士倫理委員会	27	0	27	0.0%	43	2	45	4.4%
民事介入暴力対策委員会	68	1	69	1.4%	67	3	70	4.3%
弁護士職務の適正化に関する委員会	—	—	—	—	48	2	50	4.0%
弁護士業務改革委員会	92	4	96	4.2%	92	3	95	3.2%
弁護士保険ADR運営委員会	—	—	—	—	25	0	25	0.0%
総計	2,795	339	3,144	10.8%	4,940	919	5,859	15.7%

【注】委員のみ。幹事・特別委嘱委員等は含まない。

資料 特 1-2-27 女性割合ごとの日弁連の委員会数比較（法定・常置・特別）

女性割合	委員会数
0%	4
1.0%～9.9%	21
10.0%～14.9%	25
15.0%～19.9%	19
20.0%～24.9%	9
25.0%～29.9%	1
30.0%～34.9%	2

女性割合	委員会数
35.0%～39.9%	1
40.0%～49.9%	0
50.0%～59.9%	1
60.0%～69.9%	0
70.0%～79.9%	1
80.0%～89.9%	1
90.0%～99.9%	0
合計	85

② 委員会における女性の役職者の人数

資料 特 1-2-28 常置委員会・特別委員会における女性の役職者の人数

女性役職者数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	合計
委員会数	22	19	14	9	7	0	2	0	3	0	3	79

【注】「役職者」は、「委員長」、「副委員長」、「事務局長」、「事務局次長」、「事務局員」、「事務局委員」等を指す。

(3) 弁護士会における役員選任状況

女性弁護士が初めて弁護士会役員に就任した1962年から2018年までをみると、1992年以降は2001年・2003年・2013年の3年度を除き、継続的に弁護士会会長に女性就任していることが分かる。

資料 特 1-2-29 弁護士会における女性の会長の選任状況

年度	会長数	所属弁護士会
1969	1	鳥取県
1977	1	秋田
1978	1	秋田
1984	2	岐阜県、青森県
1985	2	岩手、高知
1986	1	岩手
1988	1	秋田
1992	1	京都
1993	2	奈良、宮崎県
1994	2	神奈川県、岐阜県
1995	1	島根県
1996	4	茨城県、滋賀、広島、高知
1997	2	千葉県、福島県
1998	1	高知
1999	1	岡山
2000	2	福島県、青森県

年度	会長数	所属弁護士会
2002	2	奈良、島根県
2004	1	和歌山
2005	4	第二東京、大分県、秋田、愛媛
2006	1	京都
2007	1	滋賀
2008	3	埼玉、兵庫県、島根県
2009	1	福井
2010	3	神奈川県、熊本県、秋田
2011	1	栃木県
2012	5	奈良、滋賀、鳥取県、島根県、宮崎県
2014	6	千葉県、長野県、大阪、兵庫県、島根県、高知
2015	3	神奈川県、金沢、鳥取県
2016	5	第二東京、奈良、岡山、福岡県、秋田
2017	6	東京、愛知県、岐阜県、広島、青森県、高知
2018	5	神奈川県、奈良、大分県、秋田、青森県

コラム① 女性副会長クォータ制って？

男女共同参画推進本部事務局員 芥川 宏（広島弁護士会）

日弁連では、会則改正等を行い、2018年度より、副会長を13人から15人に増員したうえで、副会長のうち2人以上は女性が選任されなければならないとする女性副会長クォータ制を導入した。増員する2人の副会長については、50人以上による推薦か、弁護士会又は弁護士会連合会からの推薦（第1次推薦）のあった女性会員の中から、「男女共同参画推進特別措置実施のための副会長候補者推薦委員会」の選考により、2人を代議員会に推薦し（第2次推薦）、従前の方法によって選任される副会長と同様、代議員会において選任される。

日弁連では、2008年以降、男女共同参画推進基本計画において副会長・理事の女性割合につき第一次計画10%・第2次計画15%と数値目標を設定していたところ、女性副会長が3人の年度もある一方、0人の年度もあり、安定的・継続的に女性副会長を確保するに至らなかった。しかし、「基本的人権の擁護と社会正義の実現」という弁護士の社会的使命を果たすとともに、男女共同参画を含めた多様性（ダイバーシティ）の確保のためにも、日弁連の政策・方針決定過程への女性会員の参画を拡大することは重要であり、とりわけ会長を補佐して会務執行に責任を持つ副会長につき女性会員の割合を安定的に確保することは急務であった。そこで、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）であり、期間限定で変化を加速するツールとして、女性副会長クォータ制を導入するに至った。

女性副会長クォータ制の制定は、マスコミ等でも報道され、日弁連が会則等で定めた制度として導入した意義は極めて大きいと言える。もっとも、本来は、女性副会長クォータ制によることなく安定的に女性副会長の割合を確保できることが望ましく、副会長に就任しやすくする環境整備策も並行的に講じることも必要である。また、女性副会長クォータ制は、あくまで「第三次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」の取組の一環であって、ジェンダーに関する根本的な問題に対処しなければ十分とは言えないのであり、この制度の導入を契機として、「第三次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」の取組を日弁連全体で加速的に進めていくことが求められる。

6 収入と所得・業務等に関する男女会員間の格差の縮小

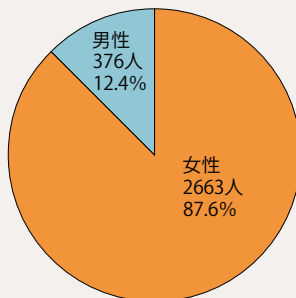
弁護士の収入と所得に関し、経験年数が同一であっても男女会員間で格差が生じるケースがある。このような現状を見直すとともに、その解消に取り組んでいく必要がある。

戸籍上の氏名と異なる氏名を弁護士業務において使用する「職務上の氏名」制度の利用者は3039人（2018年8月1日現在）であり、このうち2663人（88%）が女性会員である。また、職務上の氏名を使用する際には、銀行口座開設、後見業務、調停委員の就任等の場面で未だ障壁があることから、具体的な解消に向けた検討が必要である。

【第三次計画の目標】

① 男女会員間の収入・所得格差の原因について、統計的資料を用いて明らかにする。
② 民事法律扶助事件（特に離婚関連事件、ドメスティック・バイオレンス被害事件等）の弁護士費用の立替基準と収入・所得の男女会員間格差との関連性を調査する。
③ 「職務上の氏名」使用における業務に関する障壁を取り除き、「職務上の氏名」による活躍の場を広げる。
④ 女性会員の取扱業務分野や働き方を拡充する。

資料 特 1-2-30 職務上の氏名を使用している会員の男女別割合



【注】2018年8月1日現在。

7 性差別的な言動や取扱いの防止

セクシュアル・ハラスメント及び性別による差別的取扱いは、いずれもジェンダー・バイアスに基づく重大な人権侵害行為であり、これらを受けた者に多大な精神的苦痛等の被害をもたらすだけでなく、弁護士及び弁護士会に対する信頼にも関わる問題であるから、これらの予防・根絶は最重要課題の一つである。

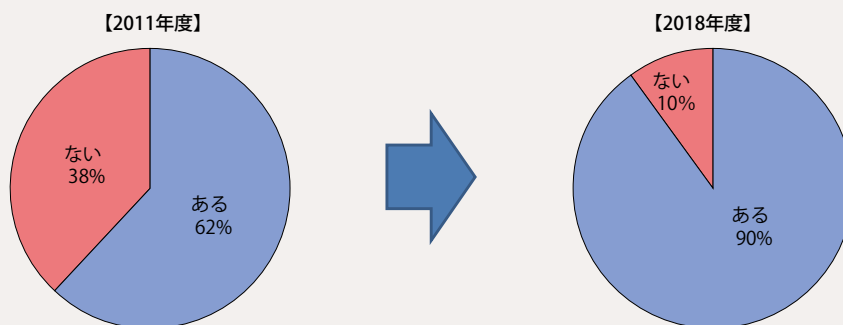
【第三次計画の目標】

① 「性別による差別的取扱い等の防止に関する規則」にのっとり、セクハラ等が許されないことを全会員に周知徹底し、会員によるそのような行為の防止を強化する。
② 日弁連に設置された性別による差別的取扱い等の防止に関する規則に基づくセクハラ等に関する苦情相談制度の広報を強化するとともに、相談員の大幅増員等による苦情相談制度の一層の充実を図り、また、弁護士会への支援も行うことで、被害者のより迅速かつ適切な救済を図る。
③ 弁護士としての就業（就職）・労働条件（処遇）について、性別による差別をなくし、男女会員の実質的平等を図る。

（1）セクシュアル・ハラスメント防止規定の制定状況

2011年4月1日現在では、セクハラ防止規定を設けている弁護士会は32会であったが、2018年4月1日現在では、47会となっている。

資料 特 1-2-31 セクシュアル・ハラスメント等防止に関する規定の制定状況



8 仕事と生活の両立支援

多様な生き方、働き方があることを前提に、ワーク・ライフ・バランスを図ることは、各会員の個性と能力を十分発揮しながら、充実した仕事を継続して行う基礎であり、男女共同参画推進に不可欠となるものである。

【第三次計画の目標】

① 日弁連における育児期間中の会費免除制度の見直しを行うとともに内容の周知に務め、更に同制度の弁護士会での導入について支援活動を行う。
② 多様な生き方、働き方を前提とした仕事と生活の両立支援に関する情報収集・発信を行う。
③ 業務継続、会務活動・研修等参加のための支援策を策定する。
④ メンタルヘルス問題への更なる取組を推進する。
⑤ 介護と仕事の両立の問題に着手する。

(1) 育児期間中の会費等免除制度の利用実績

2015年4月から開始された育児期間中の会費等免除制度は、性別を問わず、子の育児をすることを要件に会費及び特別会費を免除する制度である。制度初年であった2015年度は会員数に対する申請割合が5%を超えているが、2016年度は3.00%、2017年は2.57%であり、今後も3%前後の申請割合で推移していくものと思われる。

資料 特 1-2-32 弁護士会における育児期間中の会費等免除制度の利用実績

性別	2015年度		2016年度		2017年度	
	申請数	会員数に対する申請割合	申請数	会員数に対する申請割合	申請数	会員数に対する申請割合
男性	1,228	3.99%	790	2.48%	666	2.04%
女性	688	9.96%	382	5.32%	365	4.88%
合計	1,916	5.08%	1,172	3.00%	1,031	2.57%

(2) 育児期間中の会費等免除規定の制定状況

第二次計画開始時の2013年4月1日現在では、育児期間中の会費等免除規定を設けている弁護士会は20会であったが、2018年4月1日現在では、49会となっている。日弁連の育児期間中の会費等免除制度の開始前後で多くの弁護士会が規定を制定した。

資料 特 1-2-33 弁護士会における育児期間中の会費等免除規定の制定状況



(3) ベビーシッター費用等補助の利用状況

日弁連では、2017年11月1日から、会員が研修や委員会活動等の会務のために必要になったベビーシッターの費用又は延長保育料等を支給する取組をトライアルで開始した。就学前の子ども1人当たり15,000円を上限に、1回当たり5,000円を上限に補助するものである。2018年9月現在、91件の利用がなされている。

資料 特 1-2-34 ベビーシッター費用等補助の利用状況

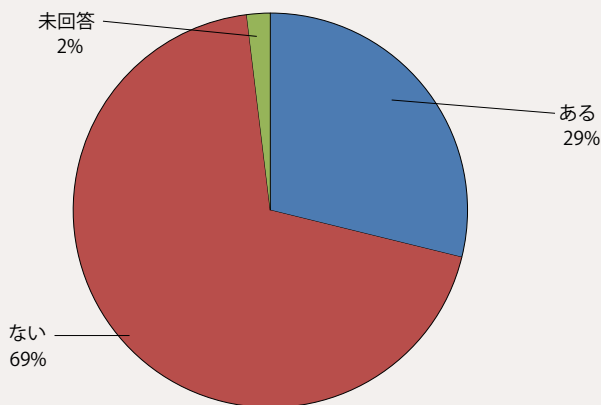
性別	申請数	男女別割合
男性	18	20%
女性	73	80%
合計	91	100%

【注】同一会員が複数回の申請を行っている場合があるため、延べ人数である。

(4) 会務・研修等における保育サービス提供状況

2018年7月現在、15会で会務参加や研修参加時における保育サービスの提供をしている。「ある」と回答した会の提供内容は、「弁護士会が託児業者と業務委託契約をしており、研修時に会員が子を預ける場合のシッター費用を負担する」（東京）、「ベビーシッター費用や保育延長料等の補助」（第二東京）、「定期総会時の保育室の設置」（仙台）、「弁連定期大会時の託児サービス」（香川県）等であった。

資料特 1-2-35 会務・研修等における保育サービス提供状況



コラム② 日弁連の育児期間中の会費免除制度について

男女共同参画推進本部事務局次長 江本 真理（愛知県弁護士会）

1 趣旨

仕事と育児の両立支援を図る環境整備を行うためには、女性の育児期間中の負担軽減や男性の育児参加の促進につながる支援策が不可欠だが、従来、出産する女性会員に対する支援策のみで、その後の育児支援策が不十分であったことから、2015年12月、育児期間中の会費免除に関する規程が制定された。

2 要件

(1) 会費免除期間

子が満2歳に達する日の属する月までの任意の連続する6ヶ月以内の期間

(2) 対象者は女性に限定されない

出産と異なり、育児は性別にかかわらず行うものである。そして、男女共同参画社会実現に向けて、育児は女性が担うべきという性別役割分担意識を無くし、男性会員の育児参加を促すとの本制度の趣旨により、当制度は性別を問わず適用される。

(3) 休業要件を設けない

ベビーシッターなど経済的負担の掛かる代替的手段を利用して可能な限り休業や業務時間の短縮を回避する努力をしている実状を踏まえ、業務と育児の両立方法の選択肢は多様に認められるべきとの観点により、休業要件はない。

(4) 手続

申請時には育児の予定記載を伴った誓約書の提出、免除期間開始後は、本制度の趣旨に反する利用をしないことを日弁連が確認するため、毎月育児実績表の提出が必要。

3 利用者の声

利用者を対象としたアンケートの中で、多くの会員から、「制度を利用して大変助かった」との声が寄せられ、本制度が育児中の会員の支援として大きな意義を有することが窺えた。他方、6か月の免除期間については、保育所入所との関係において、子が1歳になるまでは不意の病気等で就業が不安定であること、育児休業制度との比較等の理由から、子が1歳になる「12か月」までの延長を求める声が多数あった。

また、実績表については、「実績表の記載で、何ができるか考え、自分なりに育児に参加できた」との男性会員の意見などから、本制度が男性の育児参加促進に一定の効果を上げていることが窺えた。他方で、書類管理・督促等の事務手続の負担との関係で、「毎月の提出までは不要ではないか」、「育児実績表の内容を、制度を利用した感想を聞くなど、今後の制度運用に活かすような事項に工夫すべきである」、「育児実績表の提出方法につき、ウェブ回答の形式も加えてほしい」などの声も寄せられている。

これらの会員の声を踏まえ、本制度を育児と仕事のよりよい両立支援策としていくために、制度の見直しを検討している（2018年10月現在）。

9 司法におけるジェンダー問題への取組（第53回定期総会決議に基づく活動）

ジェンダー・バイアス（性に基づく偏見）に起因する様々な差別を是正し、また侵害された権利を回復することは本来、司法の役割であるが、司法関係者が自らのジェンダー・バイアスを自覚せず、ジェンダー・バイアスに起因する様々な問題に対する問題意識を欠いていることが少なくないため、司法全般の様々な場面においてジェンダー・バイアスが存在している。

【第三次計画の目標】

① 司法におけるジェンダー・バイアスの問題に対する会員の理解を深めるとともに、会員が自らのジェンダー・バイアスの存在を自覚できるようにする。
② 司法におけるジェンダー・バイアスの問題に起因する司法アクセス障害の存否・内容を明らかにし、その是正に向けての取組を強化する。
③ 司法関係機関におけるジェンダー・バイアスの実態やこの問題への取組等を調査し、ジェンダー・バイアスを克服した司法手続の実現を目指す。
④ 法科大学院や司法研修所などの法曹養成課程段階においても、司法におけるジェンダー・バイアスの問題を正しく理解するための取組を行う。
⑤ 介護と仕事の両立の問題に着手する。

（1）最高裁判所裁判官の女性割合の推移

これまでの最高裁判所裁判官総数178人のうち女性は6人であり、3.4%に過ぎない。また、現在までのところ、女性が最高裁判所長官に就任したことはない。

これまで15人の最高裁判所裁判官のうち、1994年に初めて女性が1人任命された。その後、女性が1人も就任していない、もしくは1人しか就任していない時期もあったが、2018年8月現在、女性3人が同時に就任している。うち就任時に弁護士であったのは2人であるが、日弁連の推薦を受けて採用された女性は1人のみである。

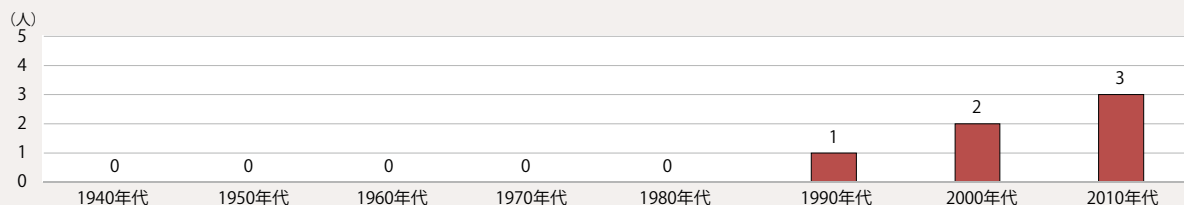
なお、2018年10月1日までの歴代最高裁判所裁判官数は、男性172人（96.6%）、女性6人（3.4%）となっている。

資料 特 1-2-36 歴代女性最高裁判所裁判官

氏名	任命年月日	退官年月日
高橋 久子	1994年2月9日	1997年9月20日
横尾 和子	2001年12月19日	2008年9月11日
櫻井 龍子	2008年9月11日	2017年1月15日
岡部 喜代子	2010年4月12日	
鬼丸 かおる	2013年2月6日	
宮崎 裕子	2018年1月9日	

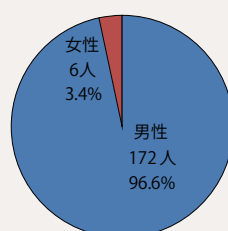
【注】日弁連調べ。2018年10月1日現在。

資料 特 1-2-37 女性最高裁判所裁判官任命人数の推移



【注】日弁連調べ。2018年10月1日現在。

資料 特 1-2-38 歴代最高裁判所裁判官における男女比



【注】日弁連調べ。2018年10月1日現在。

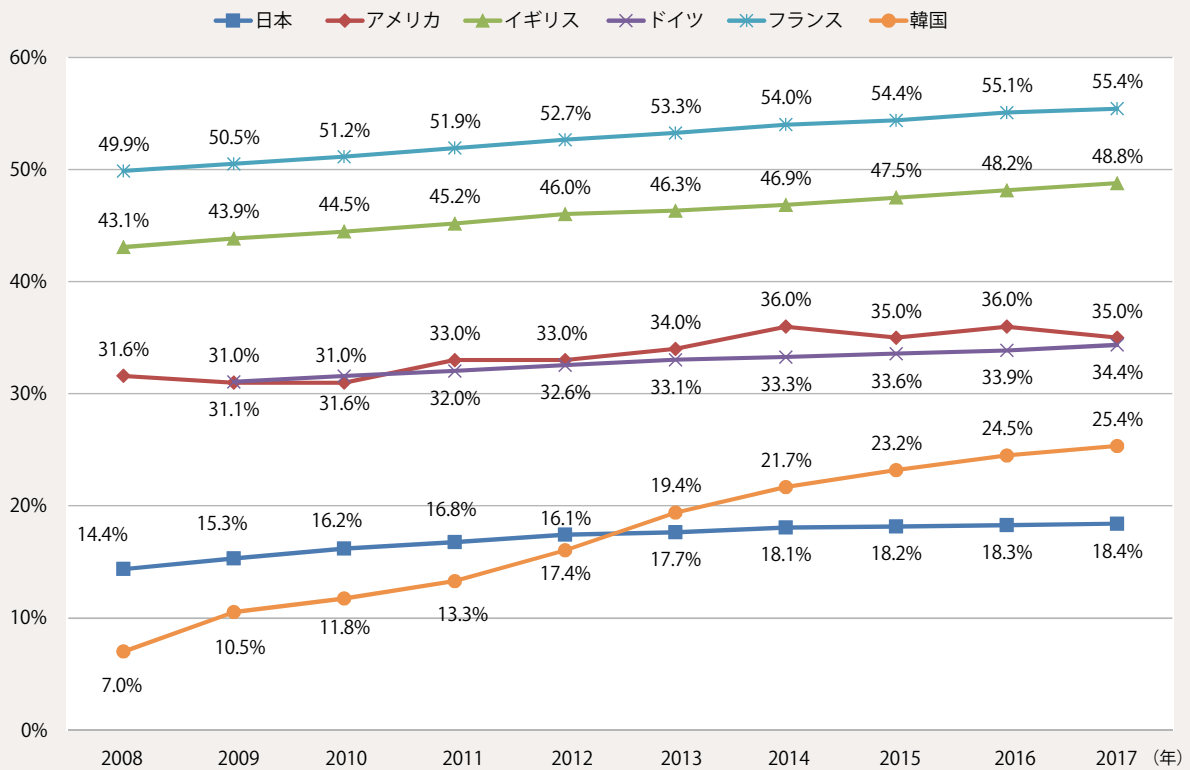
2 第三次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画

(2) 諸外国における女性弁護士の割合

諸外国の女性弁護士数の推移をみると、各国ともに、おおむね女性弁護士の占める割合が増えていることが分かる。直近の2017年では、フランスはすでに50%を超えており、イギリスもほぼ50%に近い。ドイツとアメリカも35%前後である。韓国は2008年に7%であり6か国中一番割合が低かったが、その後順調に女性弁護士数が増え、2013年には日本を上回り、2017年には25.4%となった。

日本は、2014年から2017年にかけて毎年0.1%しか増加しておらず、2017年でも18.4%であり20%に満たない。

資料特 1-2-39 諸外国における女性弁護士の割合



- 【注】 1. 本表は、p.66「諸外国の法曹三者の人口」の各国弁護士数とは異なっている。女性弁護士数を得るために調査をした結果、弁護士の定義が複雑で、前述の p.66 の元資料からは女性弁護士数が得られなかったため、下記の資料を用いた。
2. 日 本…弁護士数は、各年の3月31日現在のもの。
3. アメリカ…ABA が公表する弁護士数。
 2008～2009：Commission on Women in the Profession, ABA. Current Glance of Women in the Law.
 2010～2017：弁護士総数については「ABA National Lawyer Population Survey Historical Trend in Total National Lawyer Population 1878 - 2018」、女性の割合については「ABA National Lawyer Population Survey 10-Year Trend in Lawyer Demographics 2018」からそれぞれ引用の上、弁護士総数と女性の割合を掛け合わせた推計値として女性弁護士数を算出した。
4. イギリス…イングランドとウェールズのソリシタ及びバリスタの合計。
 ・ソリシタ（開業証書保持者）：Bar Barometer Trends in the profile of the Bar 2008～2017
 ・バリスタ（独立開業しているバリスタ）：Bar Barometer Trends in the profile of the Bar 2008～2017
 2008～2012：Bar Barometer Trends in the profile of the Bar
 2012～2017：Bar Standards Board Practising barrister statistics
5. ドイツ…2008～2017：ドイツ連邦弁護士連合会（The German Federal Bar）
 Anteil der Rechtsanwältinnen seit 1970
6. フランス…弁護士（avocats）
 2008～2012：フランス司法省 MINISTERE DE LA JUSTICE DIRECTION DES
 AFFAIRES CIVILES ET DU SCEAU PÔLE D' EVALUATION DE LA JUSTICE CIVILE
 2013～2017：STATISTIQUE SUR LA PROFESSION D'AVOCAT Situation au 1er janvier 2017
7. 韓 国…大韓弁護士協会調べによる。

これからの10年に向けて

日弁連が、男女共同参画推進基本計画を策定し、男女共同参画の実現に向けた具体的な取組に着手してから10年の時が過ぎた。現在は、第三次の基本計画に基づく取組が進んでおり、第2章では、第三次計画で定めた9つの重点項目に沿って、日弁連の男女共同参画の現状を紹介した。紹介したデータから、日弁連の男女共同参画の現状と過去からの推移を見てとることができる。

10年前、日弁連には、性別による差別的取扱い等の防止規則や苦情相談窓口も、産前産後や育児期間中の会費を免除する規定も存在していなかった。女性委員がいない日弁連の委員会は数多くあったし、女性副会長は歴代で2人しかいないといった状況であった。この状況を振り返れば、この10年、日弁連の男女共同参画が、一步一步、着実に歩を進めてきたと評価することができる。

もっとも、これからの10年を展望すると、決して楽観的にはなれない。日弁連の男女共同参画実現を考えたとき、女性弁護士が増加し、その割合が高まることは必須であると考えられるところ、近年、女性弁護士の増加ペースが鈍化しているためである。資料特1-2-8のとおり、司法試験合格者に占める女性割合は漸減傾向にあり、2017年には20.41%まで減少した（2018年は24.59%）。その上、政府の第四次男女共同参画推進基本計画に基づき、裁判所、検察庁が積極的に女性の採用を進めているため（資料1-2-13）、司法修習終了後にあらたに弁護士登録をする女性は、数としては任官者よりはるかに多いものの、新たに弁護士登録をする男性の数も多いので、女性割合では、裁判官・検察官より低くなってしまっている。

日弁連において、これから先、更なる男女共同参画の実現をめざすためには、女性の司法試験合格者を増やし、弁護士登録をする女性合格者を増やし、他方で、登録を取り消す女性会員を減らすことが求められる。これから10年、女性弁護士の増加に向け、具体的に取り組む必要がある。

そして、日弁連の意思決定過程に多くの女性弁護士が参加し、男女共同参画が実現されるならば、10年後に2018年の男女共同参画の状況を振り返り、「何と遅れていたのか」との感想を抱くことができる状況になっているはずである。

そのような10年後を目指し、これから先も停滞することなく、着実に、男女共同参画の実現を目指して進んでいかなければならない。